

宣言文（案）

私たちは、東京電力福島第一原発の放射能漏れ事故（以下「原発事故」という）により、福島県内外に生じている放射線被ばくの被害に対して、立法府が正面から向き合い、放射線被ばくの被害を受け続けている全ての住民の生命と健康な暮らしを守るために、すみやかに、立法府が下記の内容を含む恒久的な対策立法を制定することを求めます。

記

- 一. 原発事故に起因する被ばく量が年間1ミリシーベルトを超えるおそれのある地域を、選択的避難区域に指定すること。
- 二. 選択的避難区域および政府の指示による既存の避難区域（以下、「選択的避難区域等」という）からの避難または移住を選択する全ての住民に対して、住居の確保、生活必要物資の提供、雇用の援助等の生活再建支援を行うこと。
- 三. 選択的避難区域等に居住する全ての住民に対して、定期的な保養機会の提供、費用の援助を行うこと。
- 四. 選択的避難区域等に居住する者または居住した者に対しては、医療費・健康診断費用を無料化し、自己の累積被ばく量を把握できる仕組みを導入すること。
- 五. 選択的避難区域等からの避難について、国の責任で災害救助法の適用対象とすることを明確にし、原発事故発生から少なくとも5年間は継続して適用すること。

以 上

平成24年2月29日

「原発事故被害者支援法」制定を求める院内集会参加者一同